

家庭系プラスチック選別・再商品化等に係る連携協定書（案）

家庭系プラスチック選別・再商品化等に関して、広島市（以下「本市」という。）と〇〇株式会社及び〇〇株式会社（以下総称して「連携事業者」という。）は、相互に連携して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（協定の目的）

第1条 本協定は、家庭系プラスチック選別・再商品化等に係る連携事業者募集（以下「本公募手続」という。）において、連携事業者の提案を選定したことを確認するとともに、プラスチック資源循環法に基づく大臣認定を取得した上で、本市と連携事業者間における家庭系プラスチック選別・再商品化等に係る委託契約を締結するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定における用語の定義は、本公募手続に係る募集要項（以下「募集要項」という。）の例による。

（本市と連携事業者の役割及び義務）

第3条 本市及び連携事業者は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 本市の「リサイクルプラ」について、効率的かつ安定的な再商品化を実現するために大臣認定を受ける計画の作成等に関すること。
- (2) 「リサイクルプラ」及び「ペットボトル」の選別・中間処理及び再商品化に向けた取組・調査の実施に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、容器包装リサイクル法、プラスチック資源循環法、その他資源循環に関する事項等について、本市及び連携事業者の間で協議して定める事項に関すること。

2 本市は、大臣認定を受けるための再商品化計画を作成し、令和10年6月30日までに申請する。この場合において、連携事業者は、再商品化計画の作成その他大臣認定取得に必要な支援及び資料提供を行う。

3 連携事業者は、本業務を開始できるよう、連携事業者が本公募手続において提出した企画提案書の内容及び関係法令等に従って、必要な準備を行う。

4 本市及び連携事業者は、大臣認定を申請するまでに、企画提案書の内容を踏まえた本委託契約の仕様書を定める。なお、大臣認定申請から大臣認定取得までの間に、国の指摘又は助言を受け、修正の必要が生じた場合は、これを反映するものとする。

（本協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から、本市と連携事業者間で本委託契約を締結する前日までとする。

（契約の締結）

第5条 募集要項に定める契約の条件を全て満たした後に、本市及び連携事業者は協議の上、本委託契約を締結するものとする。

(契約の不成立)

第6条 本市及び連携事業者のいずれの責にも帰すことができない事由により、本市と連携事業者が本委託契約の締結に至らなかったときは、既に本市及び連携事業者が本事業に関して支出した費用は、各自が負担するものとして、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。

(権利義務譲渡等の禁止)

第7条 本市又は連携事業者は、相手方の事前承諾を得ることなく、本協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

2 連携事業者は、本協定によって生じる本市に対する債権を担保の用に供してはならない。

(秘密保持)

第8条 本市及び連携事業者は、本事業に関して知り得た相手方の秘密につき、相手方の書面による事前の同意を得ずして第三者に開示しないこと、並びに本協定の目的以外に使用しないことを確認する。

2 前項は、連携事業者が本事業を実施する中で契約する下請負人に対しても同様とする。

3 前2項の規定は、本協定期間終了後においても同様とする。

(本市の解除権)

第9条 本市は、次の各号のいずれかに該当するときに、本協定の全部又は一部を解除することができる。

(1) 連携事業者が正当な理由なしに、本協定に基づく義務を履行しないとき。

(2) 連携事業者が本協定の内容に反し、国から再商品化計画の認定を受けることができなかった場合及び取消し処分を受けた場合等、協定の目的を達成することができないことが明らかになったとき。

(連携事業者の解除権)

第10条 連携事業者は、本市が正当な理由なしに、本協定に基づく義務を履行しないときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。

(解除後の処理)

第11条 本市は、第9条の規定により、本協定を解除したことにより損害が生じたときは、事業者に対しその賠償を求めることができる。

2 連携事業者は、第10条の規定により、本協定を解除したことにより損害が生じたときは、本市に対し、本公募手続で提示した提案処理単価見積額の金額を上限に、その賠償を求めることができる。

(裁判管轄)

第12条 本協定に関連する紛争が本市と連携事業者間に生じた場合、広島地方裁判所を

専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書〇通を作成し、本市及び連携事業者は記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市

代表者 広島市長 松井 一實

連携事業者

代表団体

所在地

事業者名

代表者名

構成団体

所在地

事業者名

代表者名

構成団体

所在地

事業者名

代表者名